

令和 7 年 9 月

第 28 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 中田 裕子

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 事	係
令和 7 年 9 月 25 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 28 回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第 6 号

下記について付議するため、9 月 24 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 5 階 503・504 中会議室に、第 28 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 2 号議案 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1 番 森 京子	2 番 飯塚 秀行
3 番 小櫃 敏文	4 番 山岡 佐智子	5 番 豊田 満	6 番 中田 裕子
8 番 沖田 保	9 番 伊藤 勝博	10 番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 片岡 功敬 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 町田 篤
書記 西村 裕介

5 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、6 番 中田 裕子委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明した後、報告事項6について、次のように説明した。

事務局 「次に、報告事項6、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

本件は、農地の管理に苦慮していた土地所有者と新規就農のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員である舩津推進委員が仲介して、賃貸借契約に至ったものです。

経過といたしましては、令和7年2月に農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、農業委員の皆様にご審議いただいた後、3月に3年間の賃貸借契約を締結し、圃場整備に取り組み始めました。

農地の状況につきましては、本日配布いたしました補足資料の写真のとおり、圃場整備が整い、露地野菜の植え付けが行われ、今後耕作が継続するものと判断できます。

このことから、川口市農地利用最適化推進委員の勤務条件に関する要綱第7条第3項に規定する「過去1年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により3年以上継続を見込まれる耕作が開始された」と認め、本件の主たる担当推進委員である舩津推進委員に能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。」

- (3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

舩津推進委員 「令和6年11月に神根地区で農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているとの相談が寄せられたことから、新規就農のために農地を探していたかたを引き合わせ、令和7年3月から3年間の賃借権設定につなげることができました。

賃借権設定後、現地は毎月確認しておりまして、借受人は圃場整備を積極的に行い、3月からダイコン、サトイモ、ニンジンなどの露地野菜の植え付けを始めました。

現在は、SNSなどを活用してネット販売も駆使して販路を広げようとしております。

また新たに植え付けを始めた作物といたしまして、サツマイモ、ラッカセイ、ネギ、サトイモ等がありまして、収穫の時期を今後迎えましたら、これを販路の拡大も合わせ、全ての収穫したものを合わせて販売していくという、熱意のこもったお話をしておりました。

また、今後、企画とか展開するものについて、相談を受け、意欲的に取り組んでいくというお話を受けております。

また、今後も耕作が継続されるものと判断いたしまして、より一層の成果を生めるように、私たちも努力していきたいと思っております。

添付させて頂きました補足資料のこの典型的な草がいっぱい生えている農地の圃場を整備しますと、このようなきれいな圃場になるのかなという印象を受けましたので、ご報告させていただきます。以上です。」

議長 「一つ、お二方には今後ともさらなるご活躍をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。」

- (5) 報告事項1から報告事項6について、全員これを了承した。

8 議案の上程

- (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

- (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、蕨市中央2丁目のかたから、蕨市塚越6丁目のC a r s株式会社へ所有権を移転し、車両置場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から西に100mほどの所に位置する1筆、986㎡でございます。」

譲受人は、令和元年に設立し、埼玉県を中心に中古車販売業を営んでおります。

現在、駐車スペースが不足していることから、中古車オークションで落札した車両や出品車両の一部をオークション会場の敷地を間借りするなど対応していますが、間借りしている法人から明け渡しを求められていることから、長期的に使用できる駐車場用地を探していたところ、申請地の所有者から了承を得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、立地基準として本件の農地の区分につきましては、申請地からおおよそ 300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地の場合は原則許可となることから、立地基準は問題ありません。

次に、一般基準ですが、資力及び信用について、車両置場の整備に係る費用は、全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、転用の妨げとなる権利者等もおりません。

転用する面積は、駐車する車両の台数等から判断すると問題なく、また、現在、明け渡しを求められていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

他法令における許認可等の見込みにつきましては、市の開発審査課との事前調整におきまして、特に支障はないとのことでございます。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、周辺に影響ないよう施工するとのことでございます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は車両置場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

また、本申請に係る農地の転用により、支障が生ずる計画はございません。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、「転用目的が建築物等の建築等を伴わないものであって恒久的な利用の場合は、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」とする条件を付けるものと規定されておりますが、本件は、中古車を保管する置場の設置にかかる案件で、面積も一定の大きさがあることから、この許可の条件を付すことが必要と考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「補足はありませんが、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく条件を付けた上で許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

- 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、花木を栽培し専業農家を営む、石神のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う相続人の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。

申請人の自宅は、石神配水場から南に 100mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1画地、自宅から道路を挟んで向かいに位置した2画地、計 929.59 m²でございます。

申請人は、26歳の頃から35年以上農作業に従事しており、ピリンズ、ロウバイ、サクラ等の花木を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、申請人以外に世帯内従事者はおりません。

ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

- 「9月11日に現地農地を確認し、本人とお会いいたしました。専業農家で、旺盛的に農業をされていると感じ取りましたので、皆様、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」
- 5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

9 連絡事項

- ・令和8年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について
- ・農業施策の取り組みに関する報告について

10 閉会

午前10時30分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第28回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和7年9月24日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩